

平成30年9月28日
四国電力株式会社

大分地方裁判所における伊方発電所3号機運転差止仮処分申立ての却下について

本日、大分地方裁判所において、伊方発電所3号機の運転差止仮処分の申立てが却下されました。

本件は、大分県の住民が伊方発電所3号機の運転差止めを求めて、平成28年6月24日、7月4日に申立てを行ったものです。

これまで、当社は、最新の科学的知見も踏まえながら、伊方発電所が地震や火山事象等に対する安全性を十分に有していることについて、裁判所に丁寧に主張・立証を行うとともに、申立ての却下を求めてまいりました。

今回の決定は、伊方発電所3号機の安全性は確保されているとの当社のこれまでの主張が裁判所に認められたものであり、妥当な決定をいただいたものと考えております。

当社といたしましては、今後とも、安全性の向上に終わりはないことを肝に銘じ、伊方発電所の安全対策に不断の努力を重ねるとともに、安全を最優先に、伊方発電所3号機の運転再開に向けた準備を進めてまいります。

以 上